

条 例 議 案 の 概 要

議第229号議案 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による生活保護法の一部改正に伴い、省令により定められていた保護施設等に係る設備及び運営の基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

(1) 対象となる施設等

①生活保護法に基づく保護施設

- ・救護施設（県所管施設なし）：県内には仙台市所管施設が2カ所あり。
身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・更生施設（県所管施設なし）
身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
- ・医療保護施設（県所管施設なし）
医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
- ・授産施設（県所管施設なし）
身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設
- ・宿所提供的施設（県所管施設なし）
住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設

②社会福祉法に基づく授産施設（県所管施設なし）

社会福祉法第2条に基づき授産施設を経営する事業

(2) 設備及び運営の基準（細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任）

- ・設備に関する基準（居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所等）
- ・人員に関する基準（施設長、医師、生活指導員、介護職員等）
- ・運営に関する基準（基本方針、秘密保持義務、苦情の処理、事故発生の防止等、非常災害対策、帳簿の整理、暴力団員等の排除、身体的拘束等の禁止等）

※ 県独自の基準

- ①秘密の保持義務規定（国の基準なし）
- ②事故発生の防止等に必要な措置の実施規定（国の基準なし）
- ③非常災害時における安全確保対策の追加規定（国の基準へ上乗せ）
- ④記録の保存期間規定（国の基準：期間の定めなし → 県の基準：5年間）
【この規定については、規則で定める。】
- ⑤暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除規定（国の基準なし）
- ⑥身体的拘束等の禁止規定（国の基準なし）

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(4) その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定